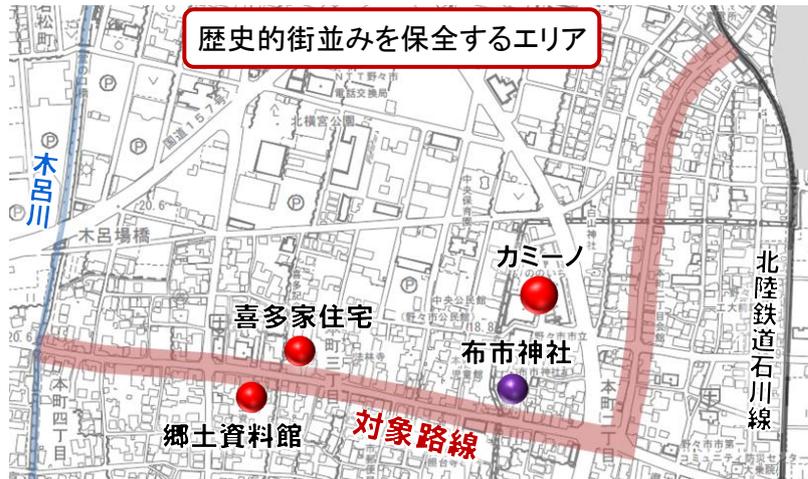


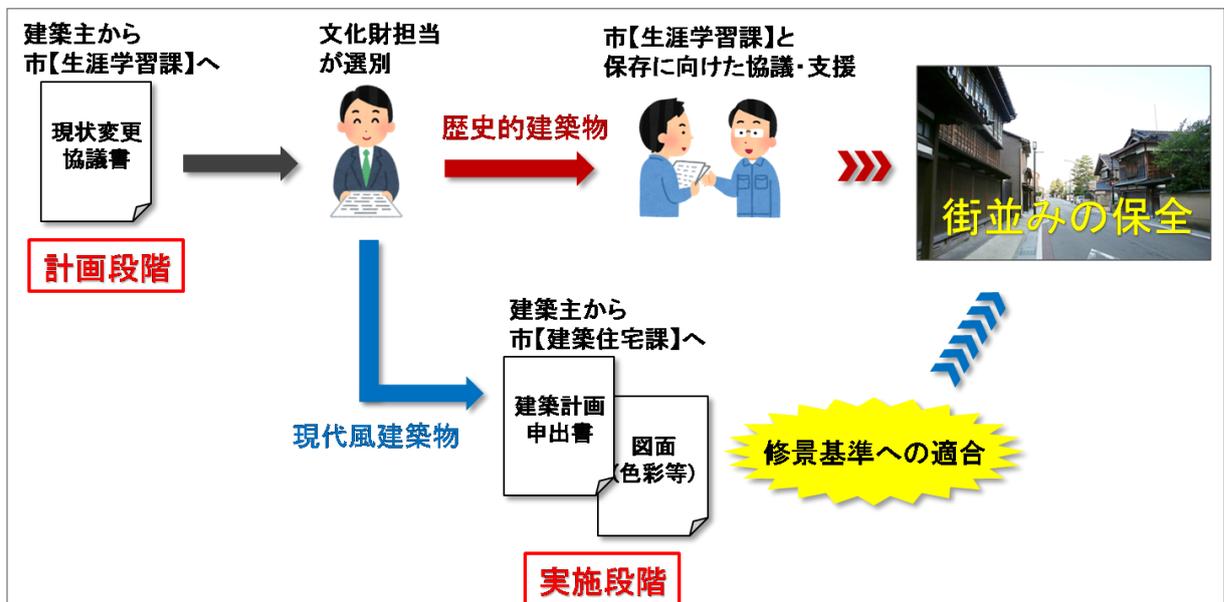
別紙資料

旧北国街道（本町地区）における歴史的街並みの保全に向けた取組みについて

■対象エリア



■手続きの流れ



■届け出の対象となる現状変更の内容

建築物等（付属する門、塀等の工作物を含む）	新築、増築、除去、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩、材質の変更
広告物、看板等	新設、増設、移動、掲示内容の変更等
樹木等	歴史的街並みを保全するエリアの景観に影響を与える樹木の伐採等

■現代風建築物の修景基準

建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な外壁は、黒色や茶色を基調とするなど派手な色彩の使用はしない。 ・ 塀やフェンスは、黒色や茶色を基調とするなど派手な色彩の使用はしない。
	高さ	・ 建築物の階数は3階以下とする。
	屋根	・ 建築物の屋根は、瓦屋根とする場合は黒色を基調とし、それ以外とする場合は黒色と同等の色彩とする。
屋外広告物	・ 屋外広告物を掲げる場合は、歴史的建築物の外壁面と調和する色彩とする。	
植栽	・ 通りに面する部分は、植栽等により緑化に努める。	